

行政

下

14
652

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



行

政

下

14
6524



第五章 不法行政ニ對スル救済

第一節 訴 願

Verwaltungsbeschwerden

此等行政ノ作用ハ法規ニ適合スルコトヲ要シ、又公益ニ適スルコトヲ要ス。然レ此行政機關ノ地位ニ當ルモノハ固シク人間ナルヲ以テ、行政作用カ法規ニ違反シ、又ハ公益ニ適セザルコトナリ。ソノ法規ニ違反スル行爲ハ普通ニ之ヲ違法行政ト云ヒ、ソノ公益ニ反スルモノハ不当行政ト云フ。違法又ハ不当ノ行政ニ對シテハ可成速ニ之ヲ是正スルノ手段ナカハ、上級官庁ノ下級官庁ニ對スル監督権ハソノ是正ノ爲メニ存スル有テ、手段タルモノナリ。然レ此違法又ハ不当ノ行政ノ同時ニ特定人ノ私利又ハ利

行訴

大正
7. 10. 14
購求

益ヲ侵害スルモノナル場合ニ於テハ、ソノ特定人ヲシテ自ラノ救済ヲ求ムルヲ得セシムルノ必要アリ。斯ノ如キ救済手段ニハ二種ヲ區別スルヲ要ス。一ハ違法又ハ不当ノ行政行為ニ対シテ其ノ取消スハ変更ヲ求ムルヲ得セシムルノ手段ナリ。一ハ違法又ハ不当ノ行政作用ニヨリテ損害ヲ受ケケル者ヲシテ其ノ損害ニ対シテ賠償ヲ求ムルコトヲ得セシムルノ手段之ナリ。前者ハ只法律的行爲ニ対シテノミ行ハルハコトヲ得。何トナレハ取消スハ変更ハ法律行爲ニ付テ行ハルハコトヲ得。前者ノ手段ニハ更ニ二種アリ。一ハ訴願ニシテ一ハ行政訴訟ナリ。前者ノ手段ハ損害賠償ノ訴之ナリ。訴願ト行政訴訟トハ性質上、差異ナシ、二者均クテ違法又ハ不当ノ行政行為ニ対シテ之ニ不服ナルモノカ其ノ取消スハ変更ヲ求ムルノ手段ナリ。兩者ノ異ナル所、主トシテ左ノ三異ニイリ。

(1) 其ノ様式ヲ異ニスル。

行政訴訟

訴願ハ普通ノ行政官ノ於テ之ヲ採決スルノ权ヲ有スルニ及ビテ行政訴訟ハ行政裁判所ナル特別ノ獨立ナル様式ニ於テ之ヲ判決スルモノナルコトハソノ第一ノ差異ナリ。

訴願ハ其ノ行為ヲナシタル官ノ其ノ直接上級官ニ提起シ、ソノ官ニ於テ之ヲ採決スルノ事トス。時トシテ府県參事會ノ如キ特別ノ合議制ヲ以テ訴願裁判トナスコトアレトモ、裁判所ノ如キ完全ナル獨立ノ地位ヲ有スル特別ノ様式ヲ設ケラレ、コトナシ。

(2) 審理ノ手續ヲ異ニスルコト

訴願ハ唇面審理ヲ原則トスルニ反シテ行政訴訟ハ口頭審理ヲ原則トスルコトハ其ノ第一ノ差異ナリ。

行政訴訟ニ於ケル訴訟當事者ハ口頭參論ヲナハ权利ヲ得シ、裁判所ハ其ノ双方ノ參論ヲ聞キテソノ判決ヲナス、當事者カ口頭參論ノ权利ヲ有スルコトハ訴訟手續ノ最も重要ナル點ノ一ナリ。

訴願ニ付リテハ当事者ハ此ノ権利ヲ有セス、官庁ハ必妥ヨリ口頭審問ヲナスヲ得、シトモ之レ尙事者ノ権利ニ基クモノニアラス、原則トシテハ專ラ書面ニ基キテ審査ヲ裁決ヲナスナリ。

ハ、事項ノ範圍ヲ異ニスルコト、

訴願ヲ提起シ得ヘキ事項ハ行政訴訟ヲ提起シ得ヘキ事項ヨリ其範圍広ク、行政訴訟ハ只違法ノ行為ニ対シテ、提起スルコトヲ許サル、ニ反シテ訴願ハ違法ノ行為ニ対スルノ外不當ノ行為ニ対シテモ亦之ヲ提起シ得ヘキコト、其辨ニノ差異ナリ、

第一、訴願ノ性質

訴願ハ行政処分ニ不服ナルモノヲ、行政訴訟ノ手續ニヨリシテ行政官庁ニ対シテソノ再審査ヲ請求スルノ手續ニヨリ其ノ官庁ヲモテ之カ再審査ヲナシ、之ニ対スル裁決ヲナサシムヘキ法律上ノ拘束力ヲ有スルモノヲ云フ、

行政

訴願ハ官庁ニ対シテ法律上ノ拘束力ヲ有スルモノナルコトニ於テ諸願ト性質ヲ異ニス、諸願ニ付テハ其ノ議會兩院ニ提出スルモノニ付テハ議院法ニ於テ至尊ニ據置シ、若クハ行政官庁ニ提出スルモノニ付テハ最近ニ發布セラレタル諸願令ニ於テ其ノ手續ヲ定メラレタレトモ之等ハ唯々諸願者ノ希望ヲ陳述スル止マリ之ニ対シテ審査ヲナシ、又ハ裁決ヲナスノ法律上ノ拘束力アルモノニアラス、ソノ規定ニ違反セサル限りハ之ヲ受理スルヲ要スト莫ク之ニ対シテ何等ノ決定ヲ與フルコトヲ要スルモノニアラス、訴願ニアリテハ之ニ反シテ單ニ之ヲ受理スルニ止マラス、之ヲ受理シタル官庁ハ其ノ内容ニ付テ審査シ之ヲ察心ヘキヤ否ヤヲ裁決スルヲ要スルナリ、ソノ内容ニ於テモ諸願ハ之ガ一切ノ事件ニ付テ將來ニ対スル希望ヲ陳述シ得ヘキモノナルニ対シテ訴願ハ寧ニ過去ニ於ケル行政処分ノ再審査ヲ請求スルニ止ルノ差ナリ

第二 訴願事項

訴願ハ法律ヲ時ニ訴願權ヲ認メタル場合ニ、之ヲ提起スルコトヲ得、訴願ヲ提起シ得ヘキ事項ノ一部分ハ概括的ノ標準ヲ以テ規定セシレ、ソノ標準ニ適合スル場合ニハ広ク訴願ノ提起ヲ許ス。一部分ハ種々ノ特別ノ事件ニ付キテ何レノ法律勅令ニヨリ之ヲ提起ス。其ノ概括的標準ヲ以テ規定セルモノハ訴願法第一條ニ規定セルモノニシテ之ニヨレハ訴願ハ法律勅令ニ、別段ノ規定アルモノヲ除ク外左ノ各種ノ事件ニ付キテ之ヲ規定スルコトヲ許ス。

(1) 租税及ニ手数料及ノ賦課ニ于スル事件

茲ニ手数料トハ國家又ハ公法人カ一方のニ賦課スルモノ即チ公法上ノ手数料ニヨル。私法上ノ手数料ハ民事訴訟法等ニ規定セル。公法上ノ手数料ニ屬スルヤ否ヤハ必ずスルモ明瞭ナラス。

少許

概括的ニ云ハハ公ノ力ニ付スル手数料ニ法律上強制ナシ、官造物ノ利用ニ于スル手数料、税金、罰金、手数料ハ公法上ノ手数料ナリ。其ノ他ノモノハ一概ニ私法上ノ手数料ナリ。

(2) 租税課税処分ニ于スル事件

(3) 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ于スル事件

(4) 水利及ヒ土木ニ于スル事件

(5) 土地ノ官民有区分ノ査定ニ于スル事件

土地ノ官民有ノ区分ハ所有權ニ于スル問題ニシテ性質上民事訴訟法ニ屬スハキモ官有地ノ境界ノ査定ハ行政処分ニヨルコトヲ得ヘク、従テ此ノ査定ニ于スル事項ハ訴願事項タルヲ得ルナリ。

(6) 地方警察ニ于スル事件

地方警察ノ請ハ他如等ニ於テハ國家ノ警察ニ對シテ市町村ニ

委任サータ警察ヲ意味スルモ吾國ニ於テハ警察ハ凡テ國家ノ
警察ニシテ中町村ニ委任サレバハ警察ナシ。爰ニ所謂地方警
察ハ中央警察ニ對スルモノニシテ地方官ノ权限ニ屬スル警
察ヲ指ス。

行政訴訟ヲ許ス事項ハ大体訴訟ヲ許ス事項ト同様ナレモ唯

(5) 中間税ニ于スル事件

(6) 地方警察ニ于スル事件

ハ之ニ對シテ行政訴訟ヲ許サス。

何々ノ特別ノ法律命令ヨリテ規定サレタルモノニ付テハ一々之
ヲ述ヘス。市町村制府縣制郡制等自治制度ニ于スル法規。河川法
砂防法。森林法。漁業法。鉱業法等其ノ主ナルモノナリ。凡テ之等
ノ事件ニ付テ訴訟ヲ提起スルハ行政ノ処分アリタルコトヲ要シ、
且ハ知分ノ違法又ハ不当ナルコトヲ主張スル場合ナルコトヲ要ス。

行政

行政ニ付テハ行政ノ事實上ノ作用ニ對シテハ一般ニ訴訟ヲ提起ヲ許
サス、又其ノ知分ハ行政ノ処分ナルコトヲ要シ、勝訴ニヨル知分
ニ付テハ全ク其ノ提起ヲ許サス、行政ノ事ハ國ノ行政官ノミナラ
ズ自治体ノ機關ヲ包含ス。

第三 訴訟權者

訴訟權提起ノ權利ヲ有スルモノハ行政知分ニヨリ權利ヲ毀損セラレ
又ハ直接ノ損害ヲ受ケタルモノナルヲ通常トス、行政訴訟ハ事ニ遠
法ノ知分ニ對シテノミ提起シ得ヘキモノナルヲ以テ權利ノ毀損ヲ主
張スルモノナルコトヲ通常ノ要件トナスト雖モ訴訟ハ必ラスシモ權
利ノ毀損アルヲ要セス、唯利益ヲ害セラレタルコトヲ要スルノミ、
但シ其ノ損害ハ其ノ知分ニヨル直接ノ損害ナルコトヲ要シ、其ノ間
接ノ結果ナルヘカラス。

法律命令ハ時トシテ行政ノヨリテ訴訟ヲナシ得ヘキコトヲ認ム、

殊ニ行政処分ノ訴願ノ裁決ニヨリ取消サレタル場合ニ於テソノ知分ヲナシタル行政官ノ之ニ不服ナル場合ニ於テハ其ノ行政官ヨリ更ニ上級行政官ニ訴願ヲナスヲ通事トス、

第四 訴願裁決ノ様式

訴願ハ知分ヲナシタル行政官ノ直接^{上級}行政官ニ提起シ、ソノ裁決ヲ受ケタル後尚ホ之ニ不服ナル時ハ更ニ上級行政官ニ訴願スルヲ以テ原則トス、

例、ハ町村長ノ知分ニ不服ナルハ郡長ニ、郡長ノ知分又ハ裁決ニ不服ナルトキハ知事ニ、知事ノ知分又ハ裁決ニ不服ナルトキハ主務大臣ニ訴願スルヲ通事トナスナリ、(訴願法第ニ条)、

然レ此ノ一紙ノ原則ニ對シテハ多クノ例外ナリ、多クノ場合ニ於テハ法律勅令ハ郡長又ハ町村長ノ知分ニ對シテ府縣參事會ニ訴願スルハキモトナセムノアリ、時トシテハ特別ノ事件ニ于スル訴

リ付

願ニ付テ特別ノ様式ヲ設ケルモノナリ、例、ハ関稅ニ干スル事件ニ付テハ^{關稅}關稅訴願委員會、設ケアルカ知シ、又時トシテハ知分ヲナシタル行政官自身ノ以テ訴願裁決ノ様式トナスコトナリ、殊ニ不肖大臣ノ知分ニ對シテハ其以上ニ上級官ナクナリカ故ニ率ニ其ノ省自身ニ訴願スルキモトナセリ、(訴願法三條)

第五 訴願提起ノ期間

訴願ハ別段ノ規定アル場合ノ外知分アリタル日ヨリ六十日以内ニ提起スルヲ要シ、訴願ノ裁決ニ對シテ更ニ訴願ヲナス場合ハ裁決ナリタル後三十日以内ニ提起スルヲ要スルヲ原則トス、(訴願法第ハ條) 此ノ期限經過ニヨリテ訴願ノ権利ハ消滅スト云々官官ノ職權ニヨリ期限經過有ニ於テモ之ヲ受理スルコトヲ妨ケス、法律ハ行政官カ着テ宥恕スルキ事由アリト認ムル時ハ期限經過有モ尚ホ之ヲ受理シ得ハキコトヲ規定セリ、

第六 訴願ノ手續

訴願ハ各面ヲ以テ之ヲ提出スルコトヲ要シ、其ノ各面ニハ不服ノ理由及ヒ一定ノ要求等法律ノ定ムル事項ヲ明記スルヲ要ス、訴願係ハ知分又ハ裁決ヲナシケル行政ノ經由シテ提出シ、其ノ經由ニ当レル行政ノ一定ノ期間内ニ采明層ヲ添ヘテ發送スルコトヲ要ス、
 訴願ノ審理ハ原則トシテ各面審理ニヨリ口頭審問ヲナサス、唯官
 廣カ必要ト認メタル場合ニ於テ口頭審問ヲ行フ得ルノミ
 訴願ノ審理及ヒ裁決カ訴願者ノ申立ニ依リテ拘束セラル、ヤ否ヤ
 之付キテハ區別ニテ論スルコトヲ要ス、若シ訴願ノ裁決ヲナス官ナ
 カ当然ニハ其ノ知分ヲ再審査スル裁權ナク、唯訴願ノ提起ニヨリテ
 ノミ、初メテ其ノ裁權ヲ生スル場合ニ於テハ其ノ審理及裁決ハ訴願者
 ノ申立ニヨリテ拘束セラレ、其ノ申立以外ニ是レヲ審理裁決スルコト
 得ルコトハ行政訴訟ニ於ケルト異ナルコトナリ

リテ

及之若シソノ官ノ下級ニ対スル一級ノ監督權ヲ有シ候ハ訴願
 ノ提起ヲ依テスラソノ知分ヲ審理シ得ヘキ当然ノ職權ヲ有スル場
 合ニ於テソノ審理及ヒ裁決ハ敢テ当事者ノ申立ニヨリ拘束セラルル
 コトナラソノ職權ニヨリ申立以外ニ直リテ之ヲ審理シ裁決スルコ
 得ルハキハ当然ナリ

訴願ノ提起ハ原則トシテ知分又ハ裁決ノ執行ヲ停止スルノ効力ヲ
 有セス、(訴願法第十二條)唯法律勅令ニ別段ノ規定アルトキ又ハ行
 政ノ職權ニヨリ、若シソノ訴願者ノ願ニヨリ必要ト認ムルトキ
 限リソノ執行ヲ停止スルコトヲ得。

第七 訴願ノ裁決

訴願ノ裁決ハ或ハ之ヲ却下スルニテアルコトナリ、却下ハ訴願ノ法
 律上ノ要件ヲ具備セザルモノトシテ本案(訴ノ内容)ノ審査ヲ拒絶
 スルモノナリ、却下モ亦裁決ノ一種ニシテ之ハ不服ナルモノハ更

ニ上級官庁ニ訴願スルヲ得ヘシ、或ハ其ノ申立ヲ理由ナシトモ、前ノ処分ヲ異議スルモノナルコトアリ。此ノ場合ニ於テハ事トナリシ其処分ハ恰モ訴願ナカリヨト同シク其ノ効力ヲ継続ス、但シ其ノ知分ハ裁決ノ後ニ於テモ尚ホ下級官庁ノ知分トモテ効力ヲ有スルモノニシテ余ク訴願ナカリヨト同シク他ニ特別ノ理由アル場合ニ於テハ之ヲ取消スハ更スルコトヲ妨ケス、或ハ其ノ申立ノ理由下リトシテ前ノ知分ヲ取消シ又ハ之ヲ変更スルモノナルコトアリ。此ノ場合ニ於テハ前ノ知分ハソノ効力ヲ失ヒ而シテ知分ノ変更セラレザル場合ニ於テハ新ナル知分コソノ効力ヲ生ジ、下級官庁ニ之ヲ執行スルノ拘束ヲ受ケ。

第二節 行政訴訟。

第一 行政訴訟ノ性質。

行政訴訟ノ概念ニハ其ノ實質的意義ト形式的意義トヲ區別スルコトヲ要ス、實質的ノ意義ニ於テハ行政訴訟トハ實在ノ事件ニ付テ行政法規ノ適用ニ事アル場合ニ於テソノ適用ヲ確認スル爲メニ行ハル、手続ナルコトニ於テハ民事刑事ノ訴訟ト性質ヲ同シクス、唯民事訴訟ハ私法ノ適用ヲ確認シ、刑事訴訟ハ刑法ノ適用ヲ確認スルコトヲ目的トスルモノナルコトニ於テ之ト區別セラル、就中行政訴訟ノ最モ重ナル場合ハ特定ノ行政処分ニ付テ其ノ適法ナリヤ否ヤヲ確認スル爲メニ行ハル、モノナリ。

此ノ意義ニ於テ行政訴訟ハ其ノ如何ナル秩序ニヨリ行ハル、カク同ハス、ナレハ此ノ意義ニ於テ行政訴訟ハ裁決ニ如ク行政事件ト司法事件トノ區別ナク凡テ司法裁判所ノ管轄ニ屬セシムル國ニ於

テモ亦存在ス、然レモ民事訴訟ヨリ分離シテ特ニ行政訴訟ナル觀念ヲ認ムル必要ハ主トシテ私法又ハ我國ノ如ク民事事件ト行政事件トヲ分離シ、行政事件ノ爲メニ特別ノ裁判所ヲ設ケル國ニ於テ存スルモノニシテ而シテ之等ノ諸國ニ於テ普通ニ行政訴訟ト云フハ唯特ニ行政裁判ノ爲メニ設ケタル、故チニ於テ行ハル、訴訟ノミヲ意味ス、此ノ意義ニ於ケル行政訴訟ハ之ヲ實質ノ意義ニ於ケル行政訴訟トハ區別スルコトヲ要ス、實質ノ意義ニ於ケル行政訴訟ハ訴訟ニヨリ行政知分ノ遠致ナリヤ否ヤヲ審査スルノ手續ヲモ包含シ、又衆議院ノ選舉訴訟タモ、如キ時ニ民事裁判所ノ权限ニ屬セシメタル、之ノヲモ包含ス、形式ノ意義ニ於テ行政訴訟ハ凡テ之等ヲ合メテ唯行政裁判ノ爲メニ具ハレハ特別ノ裁判ニ於テ行ハル、訴訟ノミヲ意味ス。

斯ノ如キ特別裁判ハ我國ニ於テハ行政裁判所ナリ、行政裁判所ハ司法裁判所ノ系統ニハ屬セズシテ、而モ司法裁判所ト類似ノ組織ヲ

与海

ナシ行政法規ノ適用ヲ確認スルコトヲ主トシテ其ノ权限トスルモノナリ、形式ノ意義ニ於テ行政訴訟ト、即チ行政裁判所ニ於テ行ハル、訴訟ヲ云フ。

此ノニツノ意義ハ相一致スルモノニテトモトモ至ニ密接ノ手脈ヲ有ス、實質上、行政訴訟ハ原則トシテハ形式ニ於テモ行政訴訟トシテ取扱ハレ、實質上行政訴訟ニテテトモトモ特別ノ例外ノ外ハ形式上ニ於テモ行政訴訟トシテ取扱ハレサルコトナリ

第三 行政訴訟制度ノ沿革

歐洲諸國中ニテ行政訴訟ハ、*France*、*Italy*、*Spain*、*Germany*ニ於テ、ノ中最早古ナリ、之ヲ存シタルハ、*France*ニテ革命以前ヨリ之ヲ認メ、*Montesquieu*ノ三權分立ニ所謂司法ハ民事裁判所ノ裁判ヲ云ヒ、行政訴訟ニ付テハ之ヲ除外セリ、其ノ後ニモ此ノ制度ハ常に完全ニ維持セラレタルナリ

此ノ制度ヲ独ソノ他ニ傳ヘタリ 故ニテハ從來行政事件ハ司法
裁判所ノ管轄ニ屬セシメタリカ 凡六三年ニ Baden
行政裁判所ヲ設ケシヲ初メトシテ、故ニ諸國皆コノ制度ヲ採ルニ至
レリ。

俾不利ハ一八九〇年初メテ此ノ制度ヲ採レリ

我國ハ主トシテ俾不利ノ行政訴訟トノ制度ヲ倣ヒテ明治二十三年

行政裁判所ヲ設ケシ初メテ行政裁判所ヲ設置セリ

其ノ以前ニ於テハ地方長官ノ処分ニ對シテ不服ナルモノハ控訴院ニ之

ヲ訴ハ、控訴院ハ内閣又ハ太政官ノ指揮ヲ受ケテ裁決ヲ居タリ故

ニ實質ニ於テ訴願ナリヨナリ

我國ニ於テ行政裁判制度ヲ設ケタル理由ニイリ

(1) 行政裁判ヲ設ケタル理由ニイリ

此ノ理由ハ故ニ於テハ特別ノ根據アルモノ、我國ニ於テハ果シ

テ合理的ナル理由ナリセテ綴テ

(2) 行政事件ヲ審査スルニ適當ナル組織トイハテ能クテ危險ナル

カ爲メナリ

行政訴訟ハソノ目的ヨリ區別スルトキハ權利保護トイハレニスル

訴訟ト、權利ノ保護ノ爲メニイラスニテ單ニ法規ヲ維持スル訴訟ト

ニ區別スルコトヲ得

行政訴訟ハ大部分ハ權利ノ保護ヲノ爲メニスルモノナリ、民事訴訟

法カ私權ノ保護ヲ目的トマルモノナルニ對シテ行政訴訟ハ公權ノ保

護ヲソノ主トタル目的トス、臣民ガ國家又ハ公法人ニ依リテ其ノ公

權ヲ毀損セラレタル場合ニ於テ其ノ權利ノ保護ヲホムルカ爲メニス

ルモノナリ、行政訴訟ニ依リテ保護セラレ、權利ハ常ニ公權ナリト雖

モ唯所有權其ノ他ノ物權及ヒ他ノ私權ノ對抗ハ私權ノ第三者ニ對

抗スルノ權利ニシテ私權ニ對抗スル効力ヲ有スルト共ニ又國

家ハ公法人ニ対抗スルノ効力ヲ有シ、然シテ國家ハ公法人ニ対
スル権利タルトニ於テハ公権ノ性質ヲ係セ有スルモノナルヲ以テ
此ノ干渉ニ於テハ所有權ノ他ノ絶対權モ亦行政訴訟ニ依テ保護セ
ラル、目的タルコトヲ得、例ハ水利、土水ニ于テ行政処分ニヨ
リ他人ノ所有權ヲ侵害シ、或モナル公用徵收ノ裁決ニヨリ土地物權
ヲ毀損シタル場合ノ如キ、

（権利ハ私人ノ）

行政訴訟ニ依テ保護セラルル権利、ナルコトナリ、或ハ地方団体
其ノ他ノ公法人ノ権利ナルコトナリ、或ハ官吏、公吏等特別ノ權
力干渉ニ服スルモノノ権利ナルコトナリ、其ノ一私人ニ于スル
モノハ例ハ懲察処分、財政処分、又ハ權利ノ附與剝奪、又ハ吏吏
ニ于スル行政行為等ニ因リ私人ノ權利ヲ毀損スル場合ハ之ニ屬ス、
ソノ公法人ニ于スルモノハ公法人ニ對スル監督權ノ作用ヲ遠或ニ行
ハレタル場合ニシテ公法人ノ自治權カ之ニヨリテ毀損セラレ、ソ
ノ官吏公吏ニ于スルモノハ就中懲戒処分ヲ奉ルコトヲ得ヘケ、公

山崎

吏ノ懲戒処分ニ對シテハ私法ニ不服ノ訴ヲ起シ得ヘキコトヲ認
ソノ他、公吏ニ對シテハ懲戒、退任料、官費ニ對シテハ恩給ニ對シテ行政
訴訟ヲ許ス、

權利ノ保護ノ爲メニスル訴訟ハ行政訴訟ノ大部分ヲ占ムトモ必
ラスヨモソノ元テニアラス、今看ハ或ハ行政訴訟ヲ專ニ權利保護ノ
爲ニ存ストナスモノアリ、或モ憲法第六十一條ニ行政官テノ遠或知分
ニヨリ權利ヲ侵害セラレタリトスル訴訟云々ト云ハルモ麻蒸ニケハ
此ノ思想ニ基クモノノ如シトモ行政訴訟ヲ以テ專ニ權利ノ保護ヲ
目的トスルモノトナスハ正當ナラス、私法ニ依リテハ茲ト權利トハ
全クソノ範圍ヲ全クシ、或モ民事訴訟ハ專ニ權利ノ保護ヲ目的
トスルモノナリトモ行政法ニ依リテハ之ニ反シテ法ト權利トハ必
ラハミモ一致スルモノニアラス、公法人主トシテ公益ヲ目的トシ、
他人ノ權利ヲ保護スルコトヲ主タル目的トナスモノニアラス、此ノ
點ニ於テ行政訴訟ハ民事訴訟ト其ノ性質ヲ異ニス、

行政訴訟ニシテ権利ノ保護ヲ目的トスルコトナク、単ニ行政法規
ノ維持ヲ目的トスル場合ハ主トシテニヤリ。

(1) 行政権干相互ノ間ニ於テ一ノ権干ノ行為ニ対シ、他ノ権干ヨリ
行政訴訟ノ手續ヲ以テ之ヲ争フコトヲ得セシムル場合ナリ。例ハ
ハ府県知事ノ府県會ノ決議ヲ取消シタ場合ニ於テ府會會ヲシテ行
政裁判所ニ出訴スルコトヲ得セシメ、他ノ行政廳ノ処分々評願ノ
裁決ニヨリテ他ノ行政官ニヨリテ取消サレタ場合ニ於テ、ソノ
処分官ヲシテ不服ノ訴ヲナシ得、カラシムルノカ知事ナリ。
元ノ之等ノ場合ハ原告ハ権利ノ保護ヲ求ムルニテアラスニテ、唯法
規ノ適用ノ確認ヲ求ムルニオス。行政官ハ自ラ権利主体タルモ
ノニテラサレハ也。

(2) 一ハ所謂人民訴訟 Popularklagen ニシテ或ハ範圍ニ於
テ一般人民ヲシテ之ヲ争フコトヲ得セシムル場合ナリ。就中選挙
人名簿ノ正否、選挙ノ効力等ニ付テ一般選挙人ヲシテ出訴スル

414

コトヲ得セシムルハ其ノ著キ例ナリ
此ノ場合ニ於テモ一般選挙人ノ権利ヲ毀損セラレタルニテラサル
ハ言フ儀ナシ。

行政訴訟法ノ種類

(1) 権利保護ノ訴訟

- (a) 一私人ノ権利ニ干スル訴訟
- (b) 公法人ノ権利ニ干スル訴訟
- (2) 法規維持ノ訴訟
- (a) 行政権干相互ニ干スル訴訟
- (b) 人民訴訟

II 訴ノ内容即チ原告ノ申立ノ如何ニヨリ區別スルトキハ行政訴訟
ハ民事訴訟ニ於ケルト同シテ給付訴訟、確認訴訟及創設訴訟ノ三
種ニ區別スルヲ得ヘシ、
給付訴訟トハ給付判決ヲ求ムル訴ニシテ即チ國庫又ハ公法人ニ対

ニテ特定ノ行政行為ノ履行ヲ求ムルコトヲ内容トスル訴訟ナリ
 或ハ全額其ノ他ノ物件ノ処分ヲ求ムルニテアルコトナリ 或ハ許可
 特許スル其ノ他ノ行政行為ノ履行ヲ求ムルニテアルコトナリ
 確認訴訟ハ公法上ノ法律ニ係ル存在又ハ不存在ニ付テソノ確認ヲ
 求ムルノ訴ナリ 給付訴訟ノ如ク被告ニ対シテ一定ノ行為ヲ求ム
 ルモノニテラスシテ特定ノ行政行為ノ適法ナリヤ否ヤ、特定ノ権
 利ノ存在スルヤ否ヤ等ニ付テ其ノ確認ヲ求ムルコトヲ訴訟ノ内容
 トナスモノナリ 行政訴訟ヲ行政上ヨリ提起セラル、場合ハ常ニ
 之ニ屬ス

創設訴訟ハ法律ニ係ル変更ヲ求ムル訴ナリ、行政訴訟中此ノ種
 ニ屬スルモノハソノ種類ナリト云モ、国有林野下戻処分ニ 干ス
 ル訴訟ハ之ニ屬ス、之ニ依テ着シ下戻スハシテ租水セラレタハト
 キハ原告カ直接ニ其ノ土地所有權ヲ取得スルナリ
 且、行政訴訟ハ之ヲ當事者訴訟ト抗告的訴訟トニ區別スルコトナ

リ

リ 當事者訴訟トハ相對立スル兩當事者間ニ於テ公法上ノ 法律ニ係
 ニ付キ争アル場合ニ於テソノ確認ヲ求ムル訴ヲ云フ、例ハハ新村
 相互ノ間ニ於ケル境界争ノ如シ、抗告的訴訟トハ國家又ハ公法人
 ノ行政行為ニ對シ、之ニ不服ナルモノカ其ノ行為ノ適法ナルコト
 ヲ主張スルノ訴ヲ云フ。

我國法ノ下ニ於テハ所謂當事者訴訟ハ全ク之ヲ認め、兩當事
 者間ノ權利ノ争アル場合ニ於テモ其ノ當事者ノ一方リ其相手方ヲ
 被告トシテ出訴スルコトヲ得スシテ先行政官ノ未定ヲ求メソノ
 決定ニ不服ナル場合ニ於テノミ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許ス
 モ、ナント以テ我國法ニ於テハ行政訴訟ハ常ニ抗告訴訟ニマシテ
 當事者訴訟ナシ。

第四 行政裁判所ノ組織

特ニ行政裁判ヲ行フカ爲メニ設ケテハ、概テ行政裁判所トス。
 行政裁判所ヲ司法裁判所ヨリ分離シテ、行政訴訟ハ專テ行政裁判ト
 管轄セム所トセルハ主トシテ此ノ理由ヨリ出ス。一ハ以テ行政裁判ノ
 独立ヲ保障シ、行政裁判ヲ司法裁判ノ干渉ヲ受ケサテシメフトスル
 ニアリ、行政裁判ヲ以テ司法裁判ノ管監督ノ下ニ置キ司法裁判所ヲ以テ
 行政行為ノ適否ナルカ否カヲ審査セシムルハ以テ行政裁判ノ汚弊ヲ阻
 害シ、從テ同級ノ利益ニ反ストナスナリ。一ハ行政事件ノ審査ニ
 ハ行政上ノ智識ヲ必要トシ、司法裁判所ヲ以テ之ヲ処理セシムルニ
 適当ナラズトナセルナリ。司法裁判所ハ行政ニ干スル法律上ノ智
 識及ヒ經驗ニ充分ナラズトセルナリ。
 行政裁判所ハ全国ニ唯一アルニシテ、第一審ニシテ且ツ終審裁判所
 ナリ。

此ノ点ハ換太利ノ制ニ合シ、独逸等ハ三審制ヲ取ル。
 但シ行政裁判所ハ出訴スルニハ、中央官庁又ハ上級官庁ノ知命ニ

川

対スルモノ、外、原則トシテ先ア上級地方官ニ訴願ヲナシ、其ノ採
 決ヲ經タル後之ニ不服ナル場合ニ於テ初メテ出訴セラルヘキモノト
 セラル、ヲ以テ實際ニハ訴願ハ恰モ行政訴訟ノ下級審ノ如キ形ヲナ
 セリ。

行政裁判所ハ長官及ヒ評定官ヲ以テ組織セラル、三節ニ分タレ各
 節独立ニ裁判ヲ行フ、其ノ裁判ハ本人以上科擧スルコトヲ要スル
 合議裁判ナリ、長官評定官ハ其ノ地位ノ独立及ヒ其ノ权限ノ独立ヲ
 保障セラル、コトハ畧ニ裁判官ニ合シ、唯現行法ハ長官及ヒ評定官
 ヲ他ノ官職ヨリ兼職スルコトヲ許シ、而シテ其ノ本官カ終身官ダラ
 ナル時ハ長官評定官トシテモ終身官タルヲ得ズ、其ノ地位ノ保障ハ
 ラ受ケルハ唯本官在職中ニ限ル、長官評定官ニ在セラル、ハ三十才
 以上ニシテ十年以上高等行政官若クハ裁判官ノ職ヲ奉シタルモノ
 ニ限ル。

第五 行政裁判所ノ权限。

行政裁判所ハ法律勅令ニヨリ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許シ、
タハ事件ヲ審理判ズ、民事訴訟ニ依リテハ前ダモ権利ノ争イレ
ハ常ニ之ヲ提起シ得ハキニ及ンテ行政訴訟ハ本ク元テノ行政事件
ニ付キテ之ヲ許サルハコトナク、唯法律勅令ニヨリテ特ニ出訴ヲ
許サレタハ事件ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得、

一) 八明治二十二年法律第一〇六号ヲ以テ概括的標準ヲ以テ規定
定セラレタルモノニシテ 二) 八種々ノ特別ノ法律勅令ニヨリ出訴
ヲ許サレタル事件ナリ

(1)、明治二十三年法律第一〇六号ハ法律勅令ニ別段ノ規定アルモ
ノヲ除クノ外、左ノ各種ノ事件ニ付キ一級ニ行政ノ速達知分
ニヨリ権利ヲ毀壞セラレタリトスルモノハ行政裁判所ニ出訴シ
得ヘキコトヲ認ム、

少許

(1) 関税ヲ除ク外、租税及ヒ手続料賦課ニ干スル事件

茲ニ所謂手続料ハ公法上ノ性質ヲ有スルモノト認メテハ
ルモノニ限ル、民事上ノ性質ヲ有スルモノニ付テハ民事

裁判所ノ管轄ニ屬ス、例電車ノ乗車賃

(10) 租税帶納知分ニ關スル事件
必キハモシモ租税ノ帶納知分其ノモノニ限ラス、之レヲ專

用セラレタハ事件ニ付テモ行政訴訟ヲ起スヲ得

(11) 營業免推否、及ト取消ニ干スル事件
營業免許ノ中ニ營業ノ開業ヲ合ムヤ否ヤノ問題ナリ、行政

裁判所ハ之ヲ除クモノトス、當然レモ營業ナル文字ノ通事
ノ意義ニ拘泥シテ斯ク解スルハ正當ニテラスト能ク、

取消トハ全部取消、一部取消ノ外、營業ノ一時停止ヲ包含
合ス、

(12) 水利、及ヒ土木ニ關スル事件

四五五

例、道路ノ設置、河川ノ埋立等、水及ヒ土地ニ于スル工事

ニ于シテ人民ノ権利ヲ侵害シタル場合ヲ云フ。

(ホ)、土地ノ官民有区分ノ査定ニ于スル事件。

行政裁判所ハ官民ナル文字ニ拘泥シテ固有ト民有トノ境堺

事ニ限リ、府県有、又ハ市町村有ト 民有トノ境堺事ノ場

合ニ限ル。

以上ヲ訴願事件ト対比スルニ

(1) 関税ニ件テハ訴願ヲ許シ、行政訴訟ヲ許スヤ否ヤニ 関ニ

テハ内務部調査委員会アリ

(2) 地方警察ニ于スル事件ニ件テハ、特別ノ場合ノ外、行政訴訟

ヲ許サス。

之等ノ事件ニ付テハ訴訟スルニハ

(イ) 行政処分アリタルコト、

(ロ) 行政官ノ処分ナルコト。

旨 行政

自治団体ノ行政官ヲモ包含ス、但シ勅令ニヨル処分ニ

(ハ) 其ノ処分ノ違法ナルコト

(其ノ処分ノ不当ナル場合ニハ之ヲ許サス)

(ニ) 其ノ処分ニヨリ権利ヲ毀損セラレタリトスルコト

権利トハ公法上ノ権利及私法上ノ絶対権ヲ包含ス

(ホ) 他ノ勅令ニヨリ行政訴訟ヲ許スルノ規定ナル事項ナラザル

コト。

他ノ法律勅令ニヨリテ行政訴訟ヲ許スルノ規定ナル事項ニ就

テハ其ノ法律勅令ニヨリテ之ヲ起スヘク、此ノ明治二十三

年法律第一〇六号ニヨリテ起スヘキニアラス

右ノ外種々ノ特別ノ法律勅令ニヨリ何々ノ事件ニ付テ行政裁判所

ニ出訴スルコトヲ許セムモノアリ 一々例奉不入コトヲ得スト至ト

又、就中 府県制、郡制、市制、町村制、水利組合法、河川法

砂防法、所得税法、營業税法、森林法、鑛業法、漢業法等ノ著シキモノナリ。

行政裁判所ノ权限ニ付テハ右ノ外尚ホ左ノ諸点ニ注意スルコトヲ要ス。

(一) 行政裁判所ハ唯行政事件ヲ審判ス。行政事件ト民事事件トノ區別ハ其ノ判決ノ目的タル本果ニ付テ依スルコトヲ要シ、判決ノ理由タルハ、民事事件ニ付テハスルヲ得ス。例ハ行政処分ノ適法ナリト否ヤカ私法上ノ法律干渉ノ有無ニ係レル場合ニ於テ其ノ前提タル法律干渉ヲ審テ依テ其ノ処分ヲ適法ナリト主張スルハ行政事件ナリ、地租ノ賦課ニ付テ、土地所有者ニ付テサルコトヲ理由トシテ其ノ処分ヲ違法ナリト主張スルカ如シ。

之ト同シテ判決ノ目的トナル本果カ私法ノ争ナルトキハ、其ノ前提タル事実カ公法上ノ干渉ニ係ルハル場合ニ於テモ民事事件ニ屬ス。例ハ特許権ノ侵害ニ付テスル賠償ノ請求ヲ判決スルハ先ヅ其

行政

其ノ特許ノ効力無効ヲ決メ人ヲ要スルカ如シ、然レモ若シソノ判決ノ効果カ直接ニ行政行爲ノ効力ヲ左右スルモノナリトキハ意義上ハ民事事件ナルカ如キ場合トモモ、其ノ實ハ行政事件ヲ本果トナスモノニシテ性質上行政訴訟タルモノナリ、行政行爲ニ付テ直接ニ私法上ノ権利ヲ成立セシメ、変更シ、又ハ消滅セシムル場合ニ於テ其ノ権利ノ効力ヲ争フハ、此ノ場合ニ該當ス。例ハ所有権新ノ者義ヲ以テ公用徵收ノ採決又ハ官區有境塚壙査定処分ノ効力ヲ争ヒ、特許權確認ノ名ヲ以テ特許行爲ノ効力ヲ争フカ如シ。何レモ行政事件タルモノナリ。

行政事件ト民事事件トハ他ノ一ノ理由ニヨリ其ノ區別ヲ困難ナラシム、國家又ハ公法人ト私人トノ間ノ干渉ニヨリ往々私法上ノ原則ニ依テ支配セラレ候テ民事事件ト見做サル、モノアルコトナリ。如何ナル場合ニ於テ國家又ハ公法人ト私法人トノ干渉カ民事事件ト見做サル、カニ付テハ從來ノ大審院判例ハ其ノ區別ノ標準ヲ營利事

業タルト否トニ依テ國家又ハ公法人ノ管領事業ニ付テハ私法規定カ
 之ヲ支配シ、依テ司法裁判所ノ管轄ニ屬ストテセリト云モ此ノ判例
 ハ恐ラズ正當ナラス、斯ノ如キ論調ヲ容ルハ爲シニハ既テノ私法規
 定ハ管領事業ニ付スル規定ニシテ、又管領事業ニ關スル規定ハ常ニ
 私法規定ナルゴトヲ前提トナシ、ルヘカラス、然ルニ私法規定ニ
 民法ノ規定ハ大部分ハ管領事業ト何等ノ干渉ヲ有セサルモノナリ、
 管領事業ニ干渉ナキ規定ノ適用セラル、ト否トマ管領事業タルト否
 トニヨリテ區別セシトスルハ其ノ不當ナルゴト明瞭ナルヘシ、國家
 又ハ公法人ト私法人トノ干渉ニ付テ私法規定ノ適用アルハ、唯公權
 ノ事情ヲ有スル法律ニ係ル、同様ノ法規ニ依テ支配セラルヘシト云
 フ普通ノ法理規則ノ適用セラル、結果ニ外ナラス、國家又ハ公法人
 ト私人トノ關係ト云モ若シ私人相互ノ關係ト其ノ法律的事實ヲ同
 シクシ、之レト法律上ノ取扱ヲ異ニス、キ理由ナキモノナルトキハ
 等シク私法規定ニヨリテ支配セラルヘシ、必ラスシモ管領事業ヲ

タルト否トニ付スルモノニ付ラス

(二) 行政裁判所ノ權限ハ私法權問題ノニ限リ 自由裁量ノ問題ニ
 及ハス、

行政裁判所ハ唯行政処分カ違法ナリヤ否ヤノ問題ヲ審查スルノ
 ミ、其ノ公益ニ適スルヤ否ヤノ問題ニ及ハス、之レ行政訴訟カ夫
 頃ニ於テ詭論ト其ノ性質ヲ異ニスル点ナリ、然レモ所謂法律問題
 トハ取テ成文法規ニ適スルヤ否ヤノ問題ノニ限ルニ付サレハ
 勿論ニシテ、不文法ノ問題モ亦法律ノ問題タルヲ失ハス、就中必
 益上ノ必要アルニ付テサレハ國民ノ自由ヲ制限スルヲ得ザルコト
 其ノ自由ノ制限ハ公益ノ必要ト相比例スヘキコト、同様ノ事情ノ
 下ニ於テハ臣民ハ同等ノ權利ヲ有スヘキコト等ノ原則ハ明文ヲ待
 タザル不文ノ法規タルモノニシテ、之等ノ原則ニ違反スル行政処
 分ハ違法ノ処分タルニ付テ失ハス、被テス行政訴訟ノ目的ナリ得
 ヘキモノナリ

裁量ニハ法規裁量ト公益裁量(自由裁量)トノ區別アリ
 行政裁判所ノ权限ハ法規裁量ニ限リ公益裁量ニ及ハス、
 例ハ、警察署長カ正当ノ理由ナクシテ^{特種}營業ノ許可ヲ拒ミ
 タル場合ニハ「正吉ノ理由ナクシテ臣民ノ自由ヲ拘束ス
 ヘカラザル」ニ明文ニ及スルモノニシテ行政裁判所ノ裁
 限ニ屬スルモノトス。

(三) 行政裁判所ハ損害賠償ノ訴ヲ受理セズ、(行政裁判法第一六条)
 損害賠償ノ請求、其ノ原因カ違法ノ行政作用ニ出テタル場合ト
 虽モ尚ホ私法的性質ヲ有スルモノニシテ、性質上当然民事事件ト
 認ムルモノナリ、行政裁判所表カ時ニ明文ヲ以テ規定セルハ裁
 判明ニセムル事ニスキス、

行政裁判所ノ規定ハ唯々國家又ハ公法人ノ不法行為ニヨリ私人
 ニ損害ヲ加ハタル場合ニ於ケル賠償ノ訴ニ于スルモノニシテ、官
 吏又ハ公吏カ其ノ義務違反ニヨリ國家又ハ公法人ニ損害ヲ加ヘタ

ル場合ノ賠償責任ニ于スルモノニアラス、^{但し}損害ニ於ケル賠
 償責任ニ付テハ之ヲ行政裁判所ニ出訴シ得ルモノトナスモ敢
 テ行政裁判法ノ規定ニ矛盾スルモノニアラス、殊ニ市町村制ニ
 於テハ市町村役員ノ市町村ニ對スル賠償責任ニ付テハ府県民事
 會之ヲ決定シ、之ニ不服ナルモノハ行政裁判所ニ出訴シ得ルハキ
 コトヲ定メタリ、(明治四十四年勅令、第二四五号)

(四) 行政裁判所ハ其ノ权限ニ于テハ自ラニテ決定ス、(行政裁
 判所法 第二〇条一項)

之レ行政裁判所カ最高裁判所タルコトヨリ生スル当然ノ結果
 ナリ、行政裁判所ニ出訴セラレタル事件カ、ソノ受理スル民事
 事件ナリヤ否ヤハ裁判所、自ラ決定スルモノニシテ、此ノ決定カ確
 定ノ効力ヲ有シ、^{但し}有限申議ノ場合ノ外ハ何人モ之ヲ動かスヲ得
 サズモノナリ

第六 行政訴訟提起ノ要件

行政裁判所ニ出訴スルニハ其ノ要件ヨリ行政裁判所ノ权限ニ屬スルコトヲ要スルノ外高ホ左ノ各種ノ条件ヲ必要トス。

(1) 起訴権ヲ有スルモノナラハコト

起訴権ヲ有スルモノハ原則トシテ行政処分ニヨリ権利ヲ毀損セラレタリトスルモノナリ。然シ必テハシモ処分ヲ更ケタル相手方タルコトヲ要セズ。第三者ニ対スル処分ニヨリ権利ヲ毀損セラシメタルモノモ亦起訴権ヲ有ス。例ハ甲ヲ対ハシ租税課納処分ニヨリ乙ノ所有財産ヲ差押ハタル場合ノ如シ。其ノ法律勅令ハ場合ニヨリ行政ノ起訴権ヲ失フルコトナリ。所謂人民訴訟ニテハ或ハ範圍ニ於テハ一般人民カ起訴権ヲ有スルコトハ前述ノ如シ。

(2) 法定ノ期間内ナルコト

山井

行政訴訟ニハ一定ノ出訴期間ノ定メナリ。出訴期間ハ別紙ノ定メタル場合ノ外、行政ノ処分ニ對シテ処分所屬シテハ裁決昏ヲ受附シ、又ハ告知シタル日ヨリ六十日以内トス。行政裁判所訴訟ニ十三條)

第三者ニ対スル処分ニヨリ権利ヲ毀損セラレタル場合ニ対シテハ其ノ期間ヲ何レノ時ヨリ起算スルカニ對テハ明文ナシトモ、其ノ処分カ一定ノ方式ヲ以テ公示セラレタル場合ハ其ノ公示ノ日ヨリ、若シ公示ナキハ其者カ其ノ処分ヲ受ケタルコトヲ知り得ベキ状態ニ置カレタル時ヲ以テ其ノ告知ノ日ト看做シ此時ヨリ出訴期間ヲ計算スヘギモノナリ。

(3) 法律ノ勅令ニ對シテハ其ノヲ除クノ外地方上級ノ訴訟願シ、其ノ裁決ヲ經テハコト

但シ各省大臣ノ処分、又ハ内閣直轄官ノ、又ハ地方上級ノ処分ニ對シテハ直チニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得。

(二) 各省大臣、又ハ内閣ニ訴願ヲナシタルモトハナラザル。法律勅令ハ在々同一事件ニ付テ行政裁判所ニ出願ヲ許スト共ニ各省大臣ニ訴願ヲ為スコトモ許シ、其ノ何レヲ採ルカハ當事者ニ返致ノ自由ヲ有セシムルモノナリ。此ノ場合ニ於テ各省大臣ニ訴願ヲ為シタル事件ニ付テハ最早行政訴訟ヲ起スコトヲ許サハナリ。

(ホ) 一定ノ形式ヲ以テスルコト、行政訴訟ハ原告ヲ以テ提起シ、且ツ其ノ訴状ニハ法律ノ定ムル一定ノ事項ヲ記載シ、一定ノ形式ヲ具フハコトヲ要ス。行政訴訟裁判法ニ四條乃至六條、但シ他ノ要件ヲ具備スルトキハ訴状ノ形式ノ欠失ハ夫レノミニテハ訴訟不受理ノ原因トナラス、之ヲ改正セシムル爲メニ期限ヲ指定シテ還付スルコトヲナセリ。

第七 行政訴訟ノ當事者

行政訴訟ハ民事訴訟ト同シク、原告ノ地位ニ立ツモノト、被告ノ地位ニ立ツモノトヲ要ス。行政裁判法ハ所謂當事者ノ訴訟ヲ認メス、唯抗告的訴訟ヲ認ムルニスキサルヲ以テ其ノ被告ノ地位ニ立ツモノハ常に行政官ナリ。

行政訴訟法第二十四條ニ「行政官其ノ他ノ被告」ト云ハルハ全ク誤リニシテ、行政官以外ニ被告イハコトナシ。

原告ハ訴状ノ提起ニ當リ常に被告タルハキ行政官ヲ指示スルコトヲ要ス、被告タルハキ行政官ハ争ノ目的タルハキ知命ヲナシタル行政官、又ハ訴願ノ議決ニ不服ナルニヨリテ出訴スル場合ニ於テハ其ノ議決ヲナシタル行政官ナリ。原告ノ地位ニ立ツモノハ

通常ハ処分ヲヨリテ権利ヲ毀損セラレタリトスルモノナリトモ
 時トシテハ國家又ハ自治体ノ被害ノ原告トシテ訴訟ヲナシ得ハキ
 コトヲ認メラハ、エトヤカラス、後ノ場合ニ於テハ原告ノ地位ニ
 立ツモノモ被告ノ地位ニ立ツモノモ、モ安ニ行政ノナリ
 行政ノ原告又ハ被告ノ地位ニ立ツ場合ニ於テハ、單ニ訴訟手
 続ニ於テ起訴者又ハ被訴者ノ処分ヲ行フニスキヤルコト尙ホ刑事
 訴訟ニ於ケル檢事ノ如ク眞ニ訴訟當事者ナルモノニテラス、
 行政ノ原告ハ自カラ裁判主体タルモノニアラサルヲ以テ、眞ニ訴訟
 當事者トシテ其ノ権利ヲ拘束セラレ得ヘキモノニアラサルコ
 トハ言フ候タス、
 行政ノ原告又ハ被告ノ地位ニ立ツハ寧ニ國家又ハ自治体ヲ代
 表シテ其ノ地位ニ立ツモノニシテ、眞ニ當事者タルモノハ其ノ代
 表スル國家又ハ自治体ナリ

時トシテ原告モ國家ノ被告モ國家 裁判ヲナスモノモ國家
 ナルコトナリ、即チ一ノ國家カ機關ノ分立ニヨリテ全ク異リ
 タル地位ニ立ツコトナリ
 原告 被告ノ外從參加人アコトナリ、從參加人ハ其ノ事件ニ
 利害干係アル第三者ニシテ本人ノ出願ニヨリ、又ハ裁判所ノ出願
 ニ依リ訴訟審問中訴訟ニ參加セシメラル、モノトナリ (行政裁判法
 三一條一項)
 從參加ノ名ハ民事訴訟ニ於テモ認メラルトモ、行政訴訟ノ從
 參加ハ着シク民事訴訟ニ於ケルト異リ、民事訴訟ノ從參加ハ常ニ
 參加人ノ自由意思ニヨリ、且單ニ當事者ノ一方ヲ補助スルモノニ
 之レニ附隨シテ訴訟行為ヲナスニ過キヤルモノナルニ反シテ、行
 政訴訟ノ從參加ハ自由意思ニヨリ參加ノ外ニ、行政裁判所カ其ノ
 職權ニヨリテ利害干係者ヲ參加セシメ得ヘキコトヲ認ムルノミナ
 ラス、其ノ地位ニ於テモ、單ニ原告又ハ被告ヲ補助スルモノニア

ラスニテ独立トシテ訴訟当事者トシテ原告及ビ被告トシテ一ノ訴訟法
 上ノ権利義務ヲ有スルモノナリ。蓋シ行政訴訟ハ常ニ処分又ハ裁
 決ヲナシタル行政廳ヲ被告トナスモノナリトモ、其ノ裁判ニヨリ
 直接ノ效果ヲ受ケルモノハ、敢テ原告、被告ノミニ止マレモノニ
 アラス。行政訴訟カニ主体等ノ権利等ヲ内容トナス場合ニ於テ
 ハ法律上係ノ相手方ハ其ノ裁決ニ付テ直接ノ利害ヲ係アハ言フ
 俟タス。斯クノ如キ場合ニ於テハ、ソノ相手方ヲシテ訴訟ニ参加
 セシムルハ当然ノ必要ナラサレハカラス。例ハ甲村ト乙村トノ
 疆界争カ行政訴訟ノ目的トナリ、甲村カ原告トシテ原告會ヲ被
 告トナシテ訴ヲ起セル場合ニ於テ乙村ハ長ヲ從參加人トシテ參
 加セシムルハ必要ナレカ如シ。

行政裁判法ハ又公益保護委員ノ制ヲ認ム。主務大臣ハ必要ト認
 ムル場合ニ於テ公益ヲ保護スルタメ委員ヲ命ジ、審定ニ差出スコ
 トヲ云フナリ。(行政裁判法三十五條) 蓋シ行政裁判ノ結果ハ

直接ノ行政上ノ利害ヲ係ニ影響スルヲ以テ行政上ノ利益ヲ主張ス
 ルカ爲メニ特ニ此ノ制ヲ認メタリ。委員ハ主務大臣ヲ代表ス
 ルモノニシテ、口頭弁論ノ権利ヲ有スルコトハ、当事者ニ全シトモ
 毛白テ訴訟当事者ニ付テサレハ勿論ナリ。

訴訟ノ代理ニ付テハ行政裁判法ニ行政官庁カ其ノ官庁ニ屬スル
 官吏、又ハ官庁ノ申立ニヨリ主務大臣ヨリ命ジラレシメテ
 訟代理ヲ爲サシメ得ヘキコトヲ規定ス。(第三二條) 行政官以外ノ
 当事者ニ付テハ其ノ訴訟代理ニツキ別段ノ規定ナシトモ民事訴訟
 法ト全シテ特別ノ例外ノ外ハ保護士ニ付テサレモノヲシテ訴訟
 代理ヲ爲サシムルヲ得ナシノ趣意ト解セラレ、行政訴訟ノ保護人
 タリ得ヘキ保護士ニハ特ニソノ資格ニ制限アリ。(第一四條) 保護
 士ヲシテ訴訟代理ヲナシムルハト自ラ訴訟行為ヲナストハ、当事者
 ノ任意ニシテ訴訟代理人ノ強制ハ存セス。

第八 行政訴訟ノ手續

行政訴訟ノ手續ハ略々民事訴訟手續ニ類似ス。行政裁判法ハ行政訴訟手續ニ于テ此ノ法律ノ規定ナキモノハ行政裁判所ノ定ムル所ニヨリ民事訴訟ニ于スル規定ヲ適用シ得ヘキコトヲ定ム。(第四三條)

而シテ此ノ規定ニ基キ行政裁判所ハ大体ニ於テ民事訴訟法ヲ準用スヘキモノト定メタリ。然レトモ民事訴訟ハ私人相互ノ間ノ争ニシテソノ何レカ勝ツカハ直接ニ國家ノ利害ニ于セザルニ反シテ行政訴訟ハ行政事件ニ于スル争ニシテソノ裁判ノ結果ハ直接ニ公益ニ影響スヘカ故ニソノ訴訟手續ニ於テモ行政訴訟ハ多クノ点ニ於テ民事訴訟ト異ナル所アリ。ソノ要点ハ凡ソ尤ノ如シ。

(1) 裁判公明ノ原則ハ民事訴訟ニ於ケルト全シ。(行政裁判法三六條)

(四) 原則トシテ口頭審理ノ主義ヲ採ルコトモ亦民事訴訟ニ全シ。(三三條一項)

然レトモ口頭主義ハ行政訴訟ニ在リテハ民事訴訟ノ如クニ厳重ナラス。民事訴訟ニ於テハ訴訟ニ付テハ當事者ノ弁論ハ口頭ヲ以テナシタルモノノミカソノ効力ヲ有シ。當事者ハ唇面ヲ提出スルコトヲ得トモ唇面ハ唯口頭弁論ノ準備タルニ止マリ準備唇面ノ内容ヲ以テ裁判ノ理由トナスヲ得ナシニ反シテ行政訴訟ニ在リテハ原告ノ訴狀 被告ノ答弁書 原告ノ弁駁書 被告ノ再弁駁書等唇面ニ依ル主張モ亦判決ノ材料トナスヲ妨ケス。之等ノ唇面ハ單ニ口頭弁論ノ準備唇面タルニ止マラスレテ夫自身弁論タル効力ヲ有スヘキリ。口頭審理主義ハ當事者ノ弁論カ召喚ノ期日ニ出廷セザル時ニ於テハ之ヲ爲サズニテ直ニ唇面ニ付テ判決ヲナスコトヲ得。口頭弁論ハ唯

当事者ノ権利トシテ認ノラハ、ニ止マリ、当事者ノ意思ニ反シテ之ヲ強制スル必要ナシトナセムニ依リナリ、(三五条二項)

(イ) 裁判ノ内容カ当事者ノ申立ニ依リ拘束セラハ、コトモ亦民事訴訟ニ全シ、裁判所ハ原告ノ申立以上ニ有利トハ判決ヲナスコトヲ得ズ又被告ノ申立ヨリ以上ニ原告ニ不利益トハ判決ヲ為スコトヲ得ザルモノナリ

(ニ) 裁判ノ材料トナルハ、キ事實及証拠方法ニ付キテ民事訴訟ト異リ、職權審理主義(訊問主義) *inquisitorische* 採ル、民事訴訟ノ如ク必ラスシキ当事者ノ陳述ニ拘束セラハ、コトナク、裁判所ノ職權ニ依リ独立ニ審査シタル事實及証拠方法ヲ自由ニ採用シテ以テ裁判ノ材料トナスコトヲ得

(ホ) 訴訟手續ノ進行ニ付テモ行政訴訟ニテハ、民事訴訟ト異リ、職權進行主義 *Officialmaxime* ヲ採リ、(民事訴訟法、如ク必)

ラバシキ当事者ノ申立ニ拘束セラハ、コトナク、裁判所又ハ裁判長ノ職權ニ依リ其ノ進行ヲ為シムルコトヲ得

容年唇 弁駁唇ヲ差出マヘキ期限 口頭審問ヲ行ハヘキ期日 審問ノ中止 中止シタル審問ノ再開始 審問ノ終結等凡テ裁判所又ハ裁判長ノ定ムル所ニ依リナリ

第九 行政訴訟ノ判決

行政訴訟ノ判決ニハ民事訴訟ニ於ケルト全ク中間判決ト終局判決トノ別ナリ、終局判決ニモ亦全部判決ト一部判決トノ別ナリ、(民訴ニニ五、二ニ八条)

中間判決トハ終局判決ヲナス準備トシテ訴訟進行中ニ生シタル争点ニ付テナス所ノ判決ヲ云ヒ、終局判決トハ当該訴訟事件ヲ終了セシムル判決ヲ云フ

終局判決中一部判決トハ事件ノ一部分ノミカ裁判ヲナスニ類シタ

一場合ニ於テ裁判所ノ便宜ニ依リソノ一部分ニ付テ為ス所ノ判決ヲ云ヒ、全部判決トハ事件ノ全部ヲ終了セシムル判決ヲ云フ。行政訴訟ノ判決ハ大多数ノ場合ニ於テ終局判決ニシテ、且全部判決ナリ。

行政訴訟ニハ民事訴訟ノ意義ニ於テノ次席判決ナリ。行政訴訟ニテハ当事者カ期日ニ出廷セザリシ場合ニ於テモ裁判所ハ唇面ニ付テ判決ヲ為スヲ得ヘク、ソノ唇面ハ口頭弁論ト同一ノ效力ヲ有スヘク以テ当事者ノ出廷スヘト否トハ判決ノ效力ニ何等ノ影響ナシ。判決ハ又判決ノ目的タル事物ノ如何ニ依リ訴訟判決ト本條判決トニ區別セラレ。

訴訟判決トハ事件ノ内容ニ立入ルコトナク專ラ訴ノ適否ニ付テナス所ノ判決ヲ云ヒ、本條判決トハ訴訟事件ニ内容ノ付テ為ス所ノ判決ヲ云フ。訴訟判決ハソノ終局判決タル場合ニ於テ、常ニ訴ヲ却下スル判

決ナリ。行政訴訟カ訴訟提起ノ要件ヲ欠クモノナリトキハソノ単ニ訴状ノ方式ヲ欠クニ止マレモ、外之ヲ却下スル(ニ七条)却下ノ判決ヲ為ス。

(イ) ソノ事件カ法律勅令ニ依リ行政訴訟ノ許サレ、事件ナラザルトキ

(ロ) 原告カ訴状ヲ有スルモノナラザルトキ。

(ハ) 出訴期限ヲ経過シタルモノナルトキ。

(ニ) 訴願ノ裁決ヲ経タルコトヲ要スル場合ニ於テソノ裁決ヲ経ザルモノナルトキ

(ホ) 既ニ各省大臣又ハ内閣ニ訴願シタルモノナルトキ。

(ヘ) 既ニ裁判所ノ判決ヲ経タルモノナルトキ。

ノ六ノ場合ニ於テ行ハレ、モノナリ

本條判決ハ或ハ原告ノ請求相立タストナスモノナリ、或ハ原告ノ請求ヲ理由アリトナシ、ソノ全部又ハ一部ヲ容レ、モノナリ。

前、場合ハ訴ノ目的ヲ行政処分又ハ訴願ノ裁決カ違法ニシテ之ヲ取消スヘキ理由ナシトナスモノニシテ常ニ確認判決ナリ。右ノ場合ハソノ内容ニ依リ給付判決、確認判決及ヒ創設判決ノ三種ニ別タル。

給付判決ハ特定ノ法律ニ依リ存在ヲ確認スヘト共ニ被告ヨリ行政ノ特定ノ行為、不行為ヲ命スル判決ニシテ、例ハ、訴願ヲ却下シタル判決ヲ違法トシテ之ヲ取消シ更ニソノ訴願ノ審理裁決スヘキコトヲ命ジ、租税賦課処分ヲ違法トシテ取消シソノ徴收シタヘキ額ノ還付ヲ命ジ、営業免許ノ拒否ヲ違法トシソノ免許ヲ与ヘキコトヲ命スル判決ノ如シ。

確認判決トハ給付命令ヲ含マズ、單ニ特定ノ法律ニ依リ存在ヲ確認スル判決ニシテ、例ハ、送答ノ效力ニ付テソノ有無、無効ヲ確認スル判決ニシテ、例ハ、送答ノ效力ニ付テソノ有無、無効ヲ次ニ、市町村ノ境界ニ依リ、市町村吏員ノ賠償責任ノ有無ヲ決スルカ如シ。

拒

44

創設判決ハ違法ニ依リ法律ニ依リ變更セシムル判決ニシテ、行政訴訟ニハソノ例稀ナリト雖モ唯国有林野下戻処分ニ于テハ判決ハソノ実例トシテ認メラル。

判決ニハ何ヲ下戻スヘシトスル例トナスト雖モ、下戻行為ニ依リ所有權ノ移転ヲ生スルニテラスシテ判決ニヨリテ直接ニ權利ノ移転ヲ生スルナリ。

判決ハ、表面ヲ以テ之レヲ為スコトヲ要ス。判決原ニハ主文ノ右ニ理由ヲ附シ且法律ノ規定ハ形式ヲ具フルコトヲ要ス。(四二条) 行政訴訟ノ判決ハ民事訴訟ノ判決ト本レク形式的及實質的ノ既判力 Res iudicata ヲ有ス。

形式的既判力トハソノ判決カ最早訴訟ニ依リテ之ヲ争フテ許サズルカヲ云フ。当事者カ之ニ不服ナシ場合ニ於テモ最早、之ニ對スル上訴手段ヲ有セザルモノナリ。殊ニ現行法ハ行政訴訟ノ判決ニ對シテハ再審ノ訴ヲモ許サズ。其ノ一度宣告セラレタル上ハ全

之ヲ勤カス道ナキモノナリ
 實質的既判力トハ訴訟ノ目的トナリタシ事件カ最終ノ效力ヲ以
 テ決定セラレ全一事件ニ付テハ再ビ之ヲ審理シ 変更スルヲ許サ
 ザルカヲ云フ。 昔々全一ノ事件ガ再ヒ訴訟ノ目的トナリタシ場合
 ニ於テハ裁判所ハ既判事項トシテ之ヲ却下スルコトヲ要スルナリ
 判決ノ拘束力ハ唯該事件ニ付テノミ生ス。 之ト事情ヲ全シク
 スル事件ニ付テモ直接ニハソノ影響ヲ及ホスコトナシ。 故ニ例ハ
 ハ租税賦課処分カ違法トシテ取消ナレタシ場合ニ於テモ之ニ依リ
 テ無効トナシハ唯訴訟當事者ニ対スル賦課処分ノミニ止マリ 全
 一ノ事情ノ下ニ他ノ納税義務者ニ対シテ尚シタシ賦課処分ハ直接
 ニハソノ效力ニ影響ヲ受クヘコトナシ
 行政裁判所ハソノ判決ニ対シテ從ハザルモノニ對シテ自ら強制
 執行ヲナスノ権ヲ有セス。 若シ人民ニ對シテ強制執行ノ必要アリ
 トキハ之ヲ通常裁判所ニ屬託スルコトヲ得ベク。 行政庁ニ對シテ

山岸

ハ普通ノ行政上ノ監督権ニ依ルノ外強制執行ノ道ナシ

第三節

公ノ不法行為ニ基ク

損害賠償

公ノ不法行為トハ官吏 公吏ソノ他國家又ハ公法人ノ使用人が其
 ノ公ノ職務ヲ行フニ當リ故意又ハ過失ニヨリ他人ノ權利ヲ侵害スル
 行為ヲ云フ。

公ノ不法行為ニ對シテ其ノ被害者カ民法ニヨリ損害賠償ノ請求權
 ヲ有スルヤ否ヤニ付キテハ、 吾從來ノ大審院判例ハ、 其ノ行為カ官
 利事業ニ關シテ起ルルヤ否ヤニ依テ區別シ、 官利事業ニ關シテハ民
 法ノ原則ノ適用下ニモ公益事業ニ關シテハ其ノ適用ナク、 從テ法律

ノ特別ノ規定下ニ場合ノ外全ク賠償責任ヲ生ゼズトセリト云セ
官利事業トハト否トハ依リテ民法ノ適用アリヤ否マテ區別スルノ不
当ナハコトハ前ニ述ベタルガ如シ

公ノ不法行為ニ基ク賠償責任ニ付キテハ先ツ官吏 公吏等カ個人
トシテ負フ所ノ責任ト其ノ事業ノ主体タル國家又ハ公法人ノ責任ト
ヲ區別シテ論ズルコトヲ要ス

第一 個人的責任

官吏 公吏等カ個人トシテ如何ナル程度ニ於テ賠償責任ヲ負フハ
キカニ付キテハ曾テ官吏ノ章ニ於テ一言シタリ 民法第七〇九条ハ
故意又ハ過失ニヨリ他人ノ權利ヲ侵害シタル場合ニ於テ常ニ
損害賠償ノ義務アルコトヲ定ムト云モ 官吏 公吏ハ其ノ職務上ノ
凡テノ過失ニ付キテ常ニ賠償責任アルモノト解スヘカラス 官吏
公吏ハ絶エズ其ノ職務ノ行使スルノ義務アルモノニシテ 職務ノ行

山ノ

使カ他ノ權利ヲ侵害スル恐アル場合ニ於テモ 其ノ故ヲ以テ職務
ヲ行ハザルコトヲ得ズ 若シ官吏 公吏ニシテ其ノ凡テノ過失ニ對
シテ賠償責任ヲ免ルハテ得ザルモノトセハ官公吏ハ極メテ危險ノ地
位ニ在ルモノトナリ 安ンシテ其ノ職務ヲナスコト欲ハザルニ至ル
ベシ 尤レハ法律ハ或程度ニ於テノ過失ハ之ヲ認容シテ民法第七〇
九条ノ意義ニ於テノ過失ト見做スコトナク賠償責任ノ問題ニ因シテ
ハ尚之レテ過失ナキ行為ト見做スル必要アリ 如何ナル程度ノ過失
カ法律ノ認容セザル過失ナルカニ付キテハ法律ハ或ハ明文ヲ以テ之
レヲ規定セザルモノアリ 例ハ刑事訴訟法第一四一条 戶籍法第四
条 不動産登記法第一三一条 公証人法第六一条ノ如シ 斯クノ如キ特
別ノ明文ナキ場合ニ於テモ官吏 公吏カ上官ノ有效ナル職務命令ニ
基キテナシタル行為又ハ其ノ解散後 認定後ノ範圍内ニ於テナシタル
行為ハ賠償責任ノ問題ニテシテハ道法ノ行為トシテ個人的ノ責任
ヲ生スルコトナリ

法律ノ認容セザル過失ハ唯之等ニ依リテ救ハレザル重大ノ過失ニ付キテノミ認メラルヘキト解スヘク即チ官吏公吏ハ一概ニ只故意又ハ重大ノ過失ニヨリ其ノ職務執行ニ因シテ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニノミ賠償ノ責アルモノト認ムヘキモノナリ

大審院ハ動モスレハ故意又ハ重大過失ニヨリ他人ノ権利ヲ侵害シタル場合ニモ責任ナシトナスコトアリト云フ如キハ不当ニ甚シキモノト云フヘキナリ

第二、国家又ハ公法人ノ責任

公ノ不法行為ニ于シテ其ノ事業ノ主体タル国家又ハ公法人カ賠償責任ヲ負フマ否ヤニ付キテハ尤ノ場合ヲ區別スルコトヲ要ス

- (i) 純然タル公权力ノ作用ニ因シテハ民法ノ規定ヲ当然ニ之レニ適用スルコトヲ得ス 特別ノ規定アル場合ノ外ハ国家又ハ公法人ハ賠償ノ責任アルコトナシ 此ノ点ニ付テモ近時ニ於テ

欠

欠

ハキ理由ナケレハナリ

第四節

行政事件ニ関スル司法

法裁判所ノ权限

行政事件ハ原則トシテ専ラ行政官庁及ニ行政裁判所ノ权限ニ屬シ
司法裁判所ハ之レヲ審査スルノ权限ヲ有セザルヲ通常トナストモ
或ハ範圍ニ於テハ司法裁判所モ亦例外トシテ行政事件ヲ審査スル
ノ权限アリ 其ノ場合ニ二種アリ 一ハ先決問題トシテノ行政事件
ノ審査ニシテ他ハ民事訴訟ノ取ニ於ケル行政事件ノ審査ナリ

(一) 先決問題トシテノ行政事件

行政法上ノ關係ハ種々ノ場合ニ於テ司法裁判ニ對スル先決問題トシテ現ハルコトアリ。其ノ最モ著シキモノハ刑事裁判ニ付キテハ官吏ノ職務犯罪ニシテ民事裁判ニ付キテハ公ノ不法行為ニ其ノ損害賠償ノ部ナリ。職務犯罪判決スルニハ其ノ先決問題トシテ不法ナル職權ノ濫用スハ職務ノ懈怠アリタリマ否マヲ審査スルヲ要ス。公ノ不法行為ニ基ク賠償責任ヲ判決スルニモ先ツ其ノ職務行為カ不法ナリシマ否マヲ決スルコトヲ要ス。而シテ之レ等ハ何レモ行政法上ノ問題ニ関スルモノナリ。

凡テ行政法上ノ關係カ民事又ハ刑事案件ノ先決問題タル場合ニ於テ若シ其ノ先決問題タル係カ既ニ行政裁判所ノ判決ヲ經タルモノナハトキハ其ノ事件ハ既判事項トシテ其ノ判決カ司法裁判所ヲ拘束シ司法裁判所ハ其ノ判決ニ從ツテ之レヲ決定スルコトヲ要ス。

未ダ行政裁判所ノ判決ヲ經サズモノト雖モ若シソノ事件カ行政訴

ハ件

シテ其ノ決定ニ對シ不服ナルモノハ法律ハ一定ノ期間内ニ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ許ス。補償金額ノ決定ハ行政処分ニ依ルモノナルヲ以テ之レニ對スル不服ノ訴ハ行政処分ノ審査ヲ其ノ内容トナシ。即チ性質上行政訴訟ニ屬スルコトハ疑ナシト雖モ凡テ之レ等ノ補償金額ハ民法上ノ売買代金又ハ損害賠償ト全様ノ標準ヲ以テ決セラレハキモノナルヲ以テ法律ハ之レヲ民事裁判所ノ權限ニ屬セシムルヲ一層適當トナセハナリ。

(ハ) 特許權ニ付スル訴

特許法ニ依レハ特許權ニ付スル事ニ付キ抗告審判ノ審決ニ不服ナルモノハ大審院ニ出訴スルコトヲ許ス。特許權ハ固シ私權ナリト雖モソノ成立ハ行政行為タル特許行為ニヨルモノニシテソノ效力ノ效力ニ關スル事ハ即チ行政行為ノ效力ニ關スル事ナリ。即チ之レニ關スル訴訟ハ民事訴訟ニアラスシテ行政訴訟ナリ。法律カ之レヲ大審院ノ管轄トナセハ又民事裁判所カ行政

ハ件

事件ヲ管轄スル場合ノ一ナリ

第五節 权限争議

(Kompetenz Konflikt)

权限争議トハ行政权ト司法权トノ間ニ於ケル权限ノ争ヲ云フ。行政官庁相互ノ間又ハ司法裁判所相互ノ間ニ於ケル权限ノ争ハ此ニ所謂权限争議ニアラス。行政官庁相互ノ間ノ权限ノ争ハソノ上級官庁ニ於テ之レヲ決定シ。各省大臣間ノ争ハ内閣ニ於テ之レヲ決定スルノ权アリ。又ハ之レカ爲ノニ特別ノ手續ヲ要セス。司法裁判所ノ权限ニ付テモ其ノ何レノ裁判所ニ屬スヘキカニ付テ争アリトキハ普通ノ上訴手續ニヨリテ之レヲ決定スヘキコトヲ得

訟トシテ 既ニ行政裁判所ニ繫屬セシモノナトキハ司法裁判所、其ノ判決ノ確定スル迄其ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ要ス。(民訴第一二一条)

然レトモ未ダ行政裁判所ノ判決ナク又訴訟繫屬中ノモノナラザル場合ニ於テハ司法裁判所ハ其ノ独立ノ見解ニヨリ行政法規ノ適用ヲ解散シ之レヲ前提トシテ以テ其ノ訴訟ヲ判決スルヲ得ヘキモノナリ。

(二) 民事訴訟ノ形ニ於ケル行政事件

時トシテハ性質上行政訴訟タムモノニシテ特別ノ法律ニ依リ民事裁判所ノ权限ニ屬セシメラレタモノアリ。之レ憲法第六一条ニ於テ原則トシテ行政訴訟ヲ民事訴訟ヨリ分離スルノ主義ヲ採リタリ。規定ニ對スル例外タムモノナリ。

現行法ニ於テ性質上行政事件タムモノニシテ形式上民事訴訟トシ

テ取扱ハハ、モノハ主トシテ尤ノ三種ノ事件ニ因スルモノナリ

(1) 選挙ニ因スル訴訟

府県郡市町村会ノ選挙訴訟ニ付キテハ法律ハ凡テ之レヲ行政裁判所ノ管轄ニ屬セシムルニ反シテ、独リ衆議院ノ選挙訴訟及ニ当選訴訟ハ之レヲ司法裁判所ノ管轄トナス。控訴院ヲ第一審大審院ヲ第二審ノ裁判所トナセリ。

(2) 行政上ノ補償金ニ因スル訴訟

補償金トハ通法ナシ行政行為ニヨリ臣民ニ財産上ノ特別ノ犧牲ヲ負ハシムル場合ニ於テソノ損失ヲ償フカ爲メニ給付スル所ノ金額ヲ云フ。例ハ土地收用ノ場合ニ於テ土地ノ代償及ヒソノ他ノ損失ヲ補償シ、私有林ヲ保安林ニ編入スル場合ニ於テソノ損失ヲ補償スルカ如シ。

凡テ之等ノ場合ノ補償金額ハ若レ当業者ノ協議ノ調ハサレ場合ニ於テハ、行政官ノ処分ニヨリ決定スルキモノトセラレ、而

行政官行ト司法裁判所ト同ニ於ケル权限ノ争ニ付キテハ之レニ反シテ、之レヲ決定スルキ特別ノ機関ナカハハカラス。权限争議ノ制度ハ之レニ依テ生ス。吾カ行政裁判法ニ於テモ权限争議ノ制度ヲ予想シ、行政裁判所ト通常裁判所スル特別裁判所ト同ニ起ル权限争議ハ权限裁判所ニ於テ之レヲ裁決ス。(第二〇条)ト云ヒ、又权限裁判所ヲ設クハ適ノ間枢密院ニ於テ之レヲ裁決ス。ソノ裁定ノ手續ハ勅令ノ定ムル所ニ依ルコトヲ規定ス。(第四五条)ト云ヒ、权限裁判所ハ未ダ設置セラレサハノミナラス、枢密院ノ裁定手續ニ于スル勅令ニ未ダ定ラレサハヲ以テ今日ニ於テハ权限争議ハ全ク之レヲ提起スルノ道ナク、行政裁判法ノ規定ハ只空文タムニスキス。

吾カ現時ノ状態ニ於テハ、司法又ハ行政裁判所ハ各ソノ权限ニ付キテハ、自ラ之レヲ決定スルノ権ヲ有スルモノニシテソノ決定力最終ノ効力ヲ有シ、何人モ之レヲ争フコトヲ得サハモノナリ。例ハ司法裁判所ニ於テ仮令行政事件ヲ受理スルトストモ之レニ對

スハ妨訴抗弁ハ只普通ノ訴訟手續ニ於テ行ハレ得ニ止マリ之レニ対スル決定ハ裁判所自身カ之レヲ決定ス若レソノ判決カ確定セハ完全ニ有效ノ判決ナリ行政裁判所ニ付テモ亦全ク

ノ設置ヲ予想セハソ以テ参考トシテ歐洲大陸殊ニ仏國ニ行ハルノ制度ニ付キソノ大要ヲ述フレハ如ク

積極ノ権限争議ハ双方ノ官庁カ全一事件ニ付キ共ニ自己ノ権限内ナリト主張スル場合ニ於テ生シ消極ノ権限争議ハ兩者共ニ自己ノ権限ニアラスト主張スル場合ニ於テ生ス

トフ目的トスルモニシテ司法裁判所ニ於テ行政訴訟ニ屬スル事件ヲ受理セハ場合ニ於テ行政官庁ニアハソノ権限ノ決定ヲ求ムルカ故ニ提起スルモノナリソノ提起権ヲ有スルモノハ中央官庁又ハ上

級地方官庁ニ限ルソノ裁判権ハ特別ノ権限裁判所ニ屬シソノ裁判官ハ一部分ハ司法官一部分ハ行政官ヲ以テ組織ス

権限争議ヲ提起スルノ時期ハ該訴訟事件ノ繫屬中即チソノ事件カ受理セラレテ右判決ノ確定スル迄ノ間ナリトコトヲ要ス判決確定ノ

後ハ最早之レニ異議ヲ申立ツルヲ得ス権限争議ノ提起アハトキハ該訴訟事件ハソノ進行ヲ中止シソノ判決ヲ俟ツコトヲ要スソノ判決ノ結果若シ司法裁判所ノ権限ニ屬セスト求ムタハトキハソノ訴訟事件ハ当然却下セラレタハモノトナリ

消極ノ権限争議ハ積極争議トハ異ナリ訴訟当事者ノ利益ヲ保護スルコトヲ目的トスルモノニシテ當事者カ行政官庁ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴シタハニ対シテハ民事訴訟事件ナリトシテ却下シ民事

裁判所ニ出訴シタハニ対シテハ行政事件ナリトシテ却下シタハ場合ニ於テ當事者ヨリ之レヲ提起スルモノナリソノ判決ハ等シク権限裁判所ニ屬シ権限裁判所ニ於テソノ何レノ裁判所ニ屬スルカ

14
6524

東京市神田區本願寺町二番地（舊大森門前）
寫字樓寫
翻譯部
著作出版
文 信 社
電話小部三三四七

ヲ裁決ス、ソノ裁決ニ等シク于原裁判所又ハ行政官庁ヲ拘束スルノ
カヲ有ス、（大尾）

大正六年 五月二十五日
第三学期了

14
6521

終

